

介護予防・日常生活支援総合事業
基準緩和型サービス事業(訪問A・通所A)研修項目について

狭山市 長寿健康部 介護保険課

介護予防・日常生活支援総合事業の緩和した基準による訪問Aまたは通所Aのサービスにおいて、介護職員初任者研修修了者等でない者を業務に従事させる場合に、事業者等が当該従業者に対して実施すべき研修項目は下記のとおりとします。

1 研修カリキュラムと対象者

「2 研修すべき内容」についての研修を実施する上で、想定されるカリキュラムを下記のとおり示す。介護職員初任者研修については複数の出版社によりテキストが発行されているため、これらのテキスト等を適宜、研修に活用されたい。

カリキュラム項目(例)	訪問型サービスA サービス提供責任者	訪問型サービスA 従事者	通所型サービスA 従事者
個人情報保護	○	○	○
コミュニケーション	○	○	○
業務範囲の理解	○	○	○
高齢者の特徴と対応、 認知症について	○	○	○
介護保険制度	○	○	○
事故防止・緊急時の対応	○	○	○
個別サービス計画作成	○	△	△
個別サービス計画内容 の理解	○	○	○

2 研修すべき内容

1) 介護従業者としての心得や倫理について

利用者の信頼感を損なうことがないよう、身だしなみや清潔・衛生の確保、利用者との接し方などの基本的な心得及び人権の尊重や守秘義務など介護従業者としての職業倫理について、研修を行うこと。

2) 本サービスで行うことができない行為について

訪問Aまたは通所Aは身体介護を一切要しない利用者に対するサービスであり、本サービスでは身体介護を行ない得ないことを明確に指導すること。また、訪問Aにおいては、従業者に身体介護と生活援助の別（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計第10号）」参照）を指導すること。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業は市町村事業ではあるが、被保険者が納付した保険料や公費を財源とする公的サービスである。訪問Aは単なる家事サービスではないため、訪問サービスとして実施できる生活援助の内容は原則として介護保険給付の対象となる訪問介護と同様であり、利用者以外の家族に係る洗濯、調理や来客への応接等、利用者への生活援助の範囲を超える行為を行うことはできない。（「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について（老振第76号）」参照）

従業者に対し、これらの行って良い行為、行うことができない行為の区別を明確に指導すること。

3) 高齢者のこころとからだに関する理解について

従業者が高齢者とのコミュニケーションを円滑に図るとともに高齢者の心身の変化を見逃すことがないように、老化により生じる高齢者のこころやからだの変化について研修を行うこと。

4) 介護保険制度の概要

介護保険の被保険者や保険料、認定制度、サービスの利用手順（給付）、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センターなど、介護従業者として業務にあたる上で知っておくべき介護保険制度の概要について研修を行うこと。

5) 事業所の支援体制について

有資格者でない従業者が高齢者宅を訪問する場合、緊急時等の対応について自身では判断がつかないケースが生じる可能性がある。こうした場合に備え、緊急事態が発生した場合、どのように事業所職員と連絡を取り対応の指示を仰ぐべきか、事業所の支援体制について、研修を行うこと。事業所は有資格者でない訪問介護員に限らず、緊急事態が発生した場合に事業所職員が組織的に対応できるよう支援体制を整備されたい。